

一般社団法人日本応用地質学会 総務委員会運営規程

平成21年	12月	25日	制定
平成26年	9月	4日	改定
平成28年	10月	26日	改定
平成30年	1月	23日	改定

第1章 目的及び業務

(目的)

第1条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）総務委員会（以下「委員会」という）は、定款第4条の事業を遂行することを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第83条に従い次の各号の業務を行う。

- 一 総会、理事会その他この法人の運営に関する事項
- 二 定款、規則、規程その他法規に関する事項
- 三 関係官公庁、諸団体その他渉外に関する事項
- 四 予算、決算及び資金の運用、管理に関する事項
- 五 会員の入会、退会、会費その他会員の管理に関する事項
- 六 事務局の管理、運営に関する事項
- 七 諸契約に関する事項
- 八 支部に関する事項
- 九 その他、他の委員会に属さない事項

第2章 委員会の構成及び運営等

(構成)

第3条 委員会の委員は、規則第70条第①項に従い原則として20名以内とする。

②委員は、総務委員会を除く各常置委員会の副委員長、各支部を代表する者及びその他の者によって構成する。

③委員会に委員長1名、副委員長1名、幹事若干名をおく。

④委員長は、規則第62条により常務理事が務める。

(職務)

第4条 委員長は委員会の事務を統括する。

②副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。

(選任及び委嘱)

第5条 委員長は、規則第62条により常務理事が務める。

②委員は、規則第72条第④項により、委員は原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が委嘱する。

③副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、規則第73条第①項により、2年とする。ただし再任を妨げない。

②補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第73条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。

③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第73条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

(召集)

第7条 委員会は、規則第74条第①項により、委員長が召集する。

②委員会は原則として、月1回開催する。

③委員長は、規則第74条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第8条 委員会は、規則第75条第①項により委員現在数の過半数（委任状及び代理を含む）の出席をもって成立する。

②委員会に出席できない委員のうち常置委員会副委員長及び支部を代表する委員は、規則第75条第③項により、その代理を出席させることができる。ただし、代理は委員会に出席できない委員が所属する常置委員会委員又は支部役員でなければならない。代理は委員会における議決権を有する。

③前項により代理を出席させることができない委員は、規則第75条第②項によりあらかじめ委任状を委員長宛に提出する。

④議事は、規則第75条第⑤項により、出席者（委任状及び代理を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第9条 委員長は、規則第76条第①項により、毎事業年度終了後すみやかにこの法人及びこの委員会の事業報告を委員会に提案し、承認を受け、理事会に提出しなければならない。

②委員長は、規則第76条第②項により、毎事業年度開始日の前日までに、翌年度のこの法人及びこの委員会の事業計画案並びに予算案を委員会に提案し、承認を受け、理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第10条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第78条により議事録として記録し、次期委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第11条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第79条第①項により、理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

附則

(規程の制定, 変更及び廃止)

第1条 この規程は, 理事会の承認(平成21年12月25日)をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は, 委員会の決議を経て, 理事会の承認を得なければならない